

鞍手町総合計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく附属機関として、鞍手町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて、鞍手町総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行うため、鞍手町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 鞍手町議会議員
- (2) 鞍手町教育委員会の委員
- (3) 鞍手町農業委員会の委員
- (4) 鞍手町の職員
- (5) 鞍手町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (6) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、第2条に規定する諮問に係る事項が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第28号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。